(令和元年分以降用)

特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕

			内之子不加	受注 サップリル	1音(伯彻时特异的	ベリノレン			_
*	寺例事業受贈者(の氏名			この明細書は、贈与に 用資産についての贈与税 課税を適用して納税猶予	の納税獲	「予及び免除」の適		精算
	贈与者の氏々	名			事業用資産の明細を記入		昇を11 丿とさにわ	ける、ての適用を支ける	打足
この欄は ものに限り この明細 なお、限 (注) 「個	ます。) の貸借簿 に記入しきれな 度面積の判定 (個人の事業用資産	の用に供され 対照表に計上 い場合は、う ((1)⑦及び(2)(についての贈	れていた資産(贈与の日のことのでは、 されているものに限りま 適宜の用紙に記載し添付で)の結果が否となる場 与税の納税猶予及び免除」	:す。)について記載し してください。 合、その宅地等又は殞 の対象となり得る宅地等	事業所得に係る青色申告書 てください。 は物については、この特例の 等を同一の贈与者から贈与によ なく「特定事業用資産等の明新	適用を受り取得し	とけることはできま た者が1人でない場合	せん。 う又はその対象となり得る建	物を
(1) 宅地等			T	T					
① 所在場	湯所		② 前の贈与者の氏名	③ 面積	④ 価額	適用	のうち、特例の 目を受ける面積	⑥ ⑤に係る価額 (④×	(<u>5</u>) (<u>3</u>) H
特例の適	通用を受ける宅!	地等の面積)	ひて			1		и а	P.
⑦ 限度i	 面積の判定(イ	' ≦400 m²)				道	· 否		
(2) 建物									
① 所在場	易所		② 前の贈与者の氏名	③ 面積	④ 価額		のうち、特例の 目を受ける面積	⑥ ⑤に係る価額 (④×	(5) (3)
性相の対	*田ナ.亞)ナッ7本	物の子体で	ド川-姫-の人主!			-	n	î h	円
	簡用を受ける建準		か					b	
	面積の判定(ロ	i ≦800 m̃)					適 ・ 否		
(3) 減価償却資産 ① 名称					③ 前の贈与者の氏名	4) 面	鋛	⑤ 価額	
								ni	P
特例の適用を受ける減価償却資産の価額の合計									円
2 (1)② 係るi 3 (3)④	②、(2)②及び(3)③ 前の贈与者(租税 ①の「面積」欄は	の「前の贈与 特別措置法施 、果樹等であ	行令第40条の7の8第3項 る減価償却資産について、そ	曽与が租税特別措置法第 「各号に定める者に特例」	70条の6の8第14項第3号の 受贈事業用資産の贈与をした者			てください。	
2 特例受照	曽事業用資産の	価額(a+b·						A	P
(1) 当該特		資産の贈与の	とともに引き受けた債務		債務である場合には「事業非	明浦 川棚ご	マチェックを行ってく	たごなし	_
			生に示る事業に関するもの。 債 権			~, <エ」 1期(発生年月日		
事業非関連	種類	細目	氏名又は名称	住所又は所在地	債務の使途		弁済期限	— 金額 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	H
									円
(2) (1)のうち特例受贈事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務の金額の合計額								e	円
(3) 事業関連債務の金額 (d-e)								В	円
			基礎となる価額(A - E 猶予税額の計算書〔相続	,	欄に転記します。			С	円
※ 税務署幣	整理欄 入力		確認						=